

商品概要説明書

多目的ローン（一般型A）

（2023年4月1日現在）

商品名	多目的ローン（一般型A）																	
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満76歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること）。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。																	
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金（借入申込日から過去3か月以内に支払済みとなった資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。 ①負債整理資金。 ②所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金。 ③営農資金および事業資金。																	
借入金額	○500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。																	
借入期間	○10年以内とします。																	
借入利率	○【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。																	
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。																	
担保	○不要です。																	
保証人	○当JAが指定する保証機関（福岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																	
保証料	○一括前払・分割後払のいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（例：金利7.50%の場合）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1年</td><td>3年</td><td>5年</td><td>7年</td><td>10年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>5,472</td><td>15,959</td><td>26,942</td><td>38,417</td><td>56,532</td></tr></table> ②分割後払 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。						お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保証料（円）	5,472	15,959	26,942	38,417	56,532
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年													
保証料（円）	5,472	15,959	26,942	38,417	56,532													

	なお、保証料率は年 1.00%です。				
団体信用生命共済	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。ただし、一部の資金使途に限ります。なお、お借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0. 3 %</td></tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 %
団体信用生命共済名	加算利率				
団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 %				
9 大疾病補償保険	○団体信用生命共済のご加入に加えて、ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 6 %				
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の、事務手数料（消費税等含む。）は無料です。				
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務部リスク管理課(電話：0 9 2－9 2 4－1 3 1 1)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務部リスク管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館（電話：0 9 2－7 9 1－1 8 4 0） 北九州法律相談センター（電話：0 9 3－5 6 1－0 3 6 0） 久留米法律相談センター（電話：0 9 4 2－3 0－0 1 4 4）				
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。				

J A 筑紫